

要指導医薬品及び一般用医薬品の販売に関する制度に関する事項

医薬品区分		定義及び解説																									
要指導医薬品		下記の「から」に掲げるもののうち、その効能及び効果において人体に対する作用が著しくないものであって、薬局その他の施設の薬剤師から提供された情報に基づく審査者の選択により使用されることが目的とされているものであつて、その選定は使用者のために医療的判断の判断による情報の提供及び薬学的観点に基づく指導が行われることが必要なもの。 イ 再包装を終えていないダイレクトOTC ロ スキン直達品目 ハ 動物 ニ 飲食																									
要指導医薬品、一般用医薬品の定義及び解説		一般用医薬品																									
第1類医薬品		その副作用等により日常生活に支障を及ぼす程度の健康被害が生ずるおそれがある医薬品のうちのその使用を制限する注意書きが必要なものとして厚生労働大臣が指定するもの及びその申請に基づいて法第8条第8項に該当するとしてされた医薬品であって、該申請に係る承認の日以後の販売は、厚生労働大臣が定める期間を経過しないもの。(一般用医薬品の中でも特にリスクが高い医薬品を指します。)																									
第2類医薬品		その副作用等により日常生活に支障を及ぼす程度の健康被害が生ずるおそれがある医薬品(第1類医薬品)であつて、厚生労働大臣が指定するもの。(一般用医薬品の中でもリスクが高い医薬品を指します。)																									
第3類医薬品		第1類医薬品及び第2類医薬品以外の一般用医薬品。(一般用医薬品の中で比較的リスクが高い医薬品を指します。)																									
個々の医薬品については、下記のとおり表示されています。(記載例)		<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>要指導医薬品</td> <td>第1類医薬品</td> </tr> <tr> <td>第2類医薬品</td> <td>第3類医薬品</td> </tr> </table>		要指導医薬品	第1類医薬品	第2類医薬品	第3類医薬品																				
要指導医薬品	第1類医薬品																										
第2類医薬品	第3類医薬品																										
要指導医薬品、一般用医薬品の表示に関する解説		<p>○要指導医薬品は、「要指導医薬品」の文字を記載し、枠で囲みます。</p> <p>○一般用医薬品は、リスク区分ごとに、「第1類医薬品」「第2類医薬品」「第3類医薬品」の文字を記載し、枠で囲みます。</p> <p>○指定第2類医薬品は、2の文字をO(丸枠)又は□(四角枠)で囲みます。</p> <p>*要指導医薬品、一般用医薬品の直後の容差又は直接の記載に記載します。また、直後の容差又は直後の被包の記載が併記の場合には、直前の被包に併せて記載します。</p>																									
要指導医薬品、一般用医薬品の情報の提供及び指導等に関する解説、指定第2類医薬品の禁忌の確認・専門家への相談について		<p>要指導医薬品、一般用医薬品の場合は、薬局販売の試験に合格して第2類医薬品及び第3類医薬品の販売を扱う専門家です。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>医薬品のリスク分類</td> <td>情報提供枠</td> <td>被服がある場合の店舗</td> <td>対応する専門家</td> </tr> <tr> <td>要指導医薬品</td> <td>画面で情報提供及び指導</td> <td>薬務</td> <td>薬剤師</td> </tr> <tr> <td>第1類医薬品</td> <td>画面で情報提供</td> <td>薬務</td> <td>薬剤師</td> </tr> <tr> <td>指定第2類医薬品</td> <td>情報提供は努力義務</td> <td>薬務</td> <td>薬剤師又は登録販売者</td> </tr> <tr> <td>第2類医薬品</td> <td>法令上定めなし</td> <td>薬務</td> <td>薬剤師又は登録販売者</td> </tr> <tr> <td>第3類医薬品</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		医薬品のリスク分類	情報提供枠	被服がある場合の店舗	対応する専門家	要指導医薬品	画面で情報提供及び指導	薬務	薬剤師	第1類医薬品	画面で情報提供	薬務	薬剤師	指定第2類医薬品	情報提供は努力義務	薬務	薬剤師又は登録販売者	第2類医薬品	法令上定めなし	薬務	薬剤師又は登録販売者	第3類医薬品			
医薬品のリスク分類	情報提供枠	被服がある場合の店舗	対応する専門家																								
要指導医薬品	画面で情報提供及び指導	薬務	薬剤師																								
第1類医薬品	画面で情報提供	薬務	薬剤師																								
指定第2類医薬品	情報提供は努力義務	薬務	薬剤師又は登録販売者																								
第2類医薬品	法令上定めなし	薬務	薬剤師又は登録販売者																								
第3類医薬品																											
要指導医薬品の陳列等に関する解説		要指導医薬品は、要指導医薬品陳列区画のカウンター内部若しくは壁にかけた陳列設備に陳列しています。																									
一般用医薬品の陳列等に関する解説		<p>第1類医薬品は、第1類医薬品陳列区画のカウンター内部若しくは壁にかけた陳列設備に陳列しています。</p> <p>第2類医薬品は、情報提供を行なうための設備から1メートル以内の範囲に陳列しています。</p> <p>第3類医薬品については、それぞれ別途陳列棚に配置しています。</p> <p>(医薬品副作用被害救済制度)</p> <p>医薬品を通じて使用したにもかかわらず副作用により、入院治療程度の疾患や障害等の健康損害を受けた方の救済を目的とした、医療費、医療手当、障害年金などの給付を行う制度です。救済の認定基準や手続きについては、下記にお問い合わせください。</p> <p>独立行政法人医療保険機構HP 医薬品副作用被害救済制度相談窓口 http://www.pmda.go.jp/index.html 0120-149-931 9:00～17:00(月～金 祝日・年末年始除く)</p>																									
個人情報の適正な取扱いを確保するための措置		医薬品に関する情報提供等で知り得た個人情報は、薬局内で適切に管理させていただき、第三者への提供等はいたしません。ただし、行政当局の要請等で報告の必要があると判断された場合には、情報を提供させていただく場合がございます。																									
苦情相談窓口		所轄する保健福祉(環境)事務所又は保健所名：南区保健福祉センター 電話番号 092 - 559 - 5112 受付時間 9 : 00 ~ 17 : 00																									

安心して薬局サービスを受けていただくために（お知らせ）

当薬局では、良質かつ適切な薬局サービスを提供するために、当薬局の個人情報保護の取扱いに関する基本方針にもとづいて、常に皆様の個人情報を適切に取り扱っています。また、当薬局における個人情報の利用目的は、次に掲げる事項です。

個人情報の取扱いについて、ご不明な点や疑問などございましたら、お気軽にお問い合わせください。

《皆様の個人情報の利用目的》

- 当薬局における調剤サービスの提供
- 医薬品を安全に使用していただくために必要な事項の把握（副作用歴、既往歴、アレルギー、体质、併用薬、ご住所や緊急時の連絡先など）
- 病院、診療所、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者などとの必要な連携
- 病院、診療所などからの照会への回答
- 家族などへの薬に関する説明
- 医療保険・介護保険等の請求事務（審査支払機関への調剤報酬明細書（レセプト）の提出、審査支払機関又は保険者への照会、審査支払機関または保険者からの照会への回答など）
- 薬剤師賠償責任保険などに係る保険会社への相談または届出など
- 調剤サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
- 当薬局内で行う症例研究
- 当薬局内で行う薬学生の薬局実務実習
- 外部監査機関への情報提供
- その他の利用目的

薬局の管理及び運営に関する事項

お客様へ

当薬局は、法に基づく医薬品の情報提供を適切に行なうための構造設備及び販売体制を下記の通り整備しております。尚この提示は、法第9条の4によって義務付けられております。

- 許可区分：薬局
- 許可証の記載事項
 - ・業局開設者名：有限会社タカラ薬局 代表取締役 川口博史
 - ・業局名：タカラ調剤薬局 大橋西通り店
 - ・許可番号：第6254254号
 - ・許可年月日：令和1年8月13日
 - ・有効期間：令和1年10月1日～令和7年9月30日
 - ・所在地：福岡市南区大橋一丁目12番1号
 - ・所轄自治体名：福岡市南区
- 薬局管理者：氏名（薬剤師） 舟越
- 当該薬局に勤務する薬剤師・登録販売者の別、氏名、担当業務
 - a 薬剤師：氏名 砂田・鶴山・田中・岡部・志太波・畠山・藤田・川口・永嶋 担当業務 調剤・医薬品販売・情報提供・相談
 - b 登録販売者（従事した期間が2年以上） 氏名 担当業務
 - c 登録販売者（従事した期間が2年未満） 氏名 担当業務
- 取り扱う医薬品の区分
 - ・要指導医薬品 第1類医薬品 指定第2類医薬品
 - ・第2類医薬品 第3類医薬品
- 勤務者の名札等による区別
 - ・薬剤師は白衣を着用し「薬剤師」と書いた名札をつけています。
 - ・登録販売者は「登録販売者」（従事した期間が2年未満のものは名札に「研修中」と記載）と書いた名札をつけています。
- ①営業時間での相談対応時間及び連絡先
 - ・ 9 : 00 ~ 18 : 00
 - ・ 定休日：日祝日
 - ・ 連絡先：092-555-5077
- ②営業時間外での相談対応時間及び連絡先
 - ・ 8 : 00 ~ 21 : 00
 - ・ 連絡先：080-9054-3899
- ③営業時間外で医薬品の購入又は譲り受けの申し込みを受理する時間
 - ・ 18 : 00 ~ 19 : 00
8. 緊急時における連絡先
 - ・ 連絡先：080-9054-3899

*法は医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律を示します。

個人情報保護に関する基本方針

1. 基本方針

当薬局は、「個人情報の保護に関する法律」（以下、「個人情報保護法」）および「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」（個人情報保護委員会・厚生労働省策定。以下、「ガイドライン」）を遵守し、良質な薬局サービスを提供するために、皆様の個人情報を適切かつ万全の体制で取り扱います。

2. 具体的な取り組み

当薬局は、皆様の個人情報を適切に取り扱うために、次の事項を実施します。

- 個人情報保護法およびガイドラインをはじめ、関連する法令を遵守します。
- 個人情報の取扱いに関するルール（運用管理規定）を策定し、個人情報取扱責任者を定めるとともに、従業員全員で遵守します。
- 個人情報の適切な保管のために個人情報保護法及びガイドラインに沿って安全管理措置を講じ、漏洩・滅失・棄損の防止に努めます。
- 個人情報を適切に取り扱っていることを定期的に確認し、問題が認められた場合には、これを改善します。
- 個人情報の取得にあたっては、あらかじめ利用目的を明示し、その目的以外には使用しません。ただし、本人の了解を得ている場合、法令に基づく場合、個人を識別できないよう匿名化した場合は除きます。
- 業務を委託する場合は、委託先に対し、当薬局の基本方針を十分理解の上で取り扱うよう求めるとともに、必要な監督・改善措置に努めます。
- 個人情報の取扱いに関する相談体制を整備し、適切かつ迅速に対応します。

3. 相談体制

当薬局は、次の事項についてご本人から申し出があった場合、適切かつ迅速に対応します。

- 個人情報の利用目的に同意しがたい場合
- 個人情報・第三者提供記録の開示、訂正、利用停止など（法令により応じられない場合を除く）
- 個人情報が漏洩・滅失・棄損した場合、または、その可能性が疑われる場合
- その他、個人情報の取扱いについてご質問やご不明な点がある場合

※個人情報の取扱いに関して同意したことによって生ずる結果について、本人が判断できる能力を有していないなどの場合は、親権者や法定代理人等から同意を得る必要があります。

タカラ調剤薬局 大橋西通り店

開設者：有限会社タカラ薬局 代表取締役 川口博史
 個人情報取扱責任者：川口博史
 (お問い合わせ先)：〒 福岡市南区大橋1-12-1
 電話番号：092-555-5077
 ファクシミリ：092-555-8536
 ホームページ：<http://www.lakara-pharmacy.jp/>
 Eメール：nishidori@medical-polygon.jp

当薬局の行っているサービス内容について

下記表中の点数は全て1点=10円です。

1・調剤管理料及び薬事管理指導料等に関する事項	
調剤管理料 (4 / 28 / 50 / 60点)	患者手帳等により服用中の医薬品等について確認するとともに、処方された薬剤について患者さん又はその看護師から施設状況等の情報を収集し、必要な薬学的分析を行った上で、薬剤服用歴への記録その他の管理を行います。
薬事管理指導料 (45 / 59 / 50点)	患者さんごとに作成した薬剤服用歴(薬歴)に基づいて、投薬に係る薬剤の名称、用法、用量、効果、作用、併用及び相互作用に関する主な情報、後発医薬品に関する情報を薬剤情報提供文書(オンラインガイド)、必要に応じてお薬の服用後も継続的に施設管理を行います。 お薬手帳等は、調剤日、投薬に係る薬剤の名称、用法、用量等の他四欄に記載して注意すべき事項を記載します。
かかりつけ薬剤師指導料 (76点)	患者さんが選択した1名の「かかりつけ薬剤師」が、保健医と連携しての医療機関や薬局からの医療手帳や、一般的医薬品・健診報告書及び飲食情報をつけて一元的・統続的に把握して上、施設指導等を行うのです。「かかりつけ薬剤師」は医療機関として相当の経験と実績を有しており、研究鑑定を取得しています。また当薬局にて一定の時間以上勤務し、いつもより薬や健診の相談を受け付けています。同書類が必要である限り、お薬手帳には患者さんの「かかりつけ薬剤師」である旨の薬剤師氏名・薬剤師名を記載します。
2・地域支援体制加算に関する事項	
地域支援体制加算 (10 / 32 / 40点)	別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険薬局において調剤した場合、基準に係る区分に応じて所定の点数を加算します。
3・無菌製剤処理加算に関する事項	
無菌製剤処理加算 (69 / 79 / 147点)	別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局等に届け出た保険薬局において、中心静脉カテーテル用無菌封入・抗生物質封入又は静脈カテーテル用無菌封入をした場合は、1日に1回に応じて所定の点数を加算します。
4・在宅患者訪問薬剤管理指導料に関する事項	
1・単一建物診療患者が1人の場合 650点/回	在宅で療養を行っている患者さんによって通院が困難な方に対して、携帯通信機器を用いた薬学的管理及び指導(訪問薬剤管理指導料と同日に行い場合を除く)を行った場合に算定します。
2・単一建物診療患者が2人以上 9人以下の場合 320点/回	在宅で療養を行っている患者さんによって通院が困難な方に対して、携帯通信機器を用いた薬学的管理及び指導(訪問薬剤管理指導料と同日に行い場合を除く)を行った場合に算定します。
3・1及び2以外の場合 290点/回	在宅で療養を行っている患者さんにとって通院が困難な方に対して、携帯通信機器を用いた薬学的管理及び指導(訪問薬剤管理指導料と同日に行い場合を除く)を行った場合に算定します。
在宅患者オンライン薬剤管理指導料 (59点)	在宅で療養を行っている患者さんであって通院が困難な方に対して、携帯通信機器を用いた薬学的管理及び指導(訪問薬剤管理指導料と同日に行い場合を除く)を行った場合に算定します。
5・後発医薬品調剤体制加算	
後発医薬品調剤体制加算 (21 / 28 / 30点)	後発医薬品の調剤に関して、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局等に届け出た保険薬局において調剤した場合、基準に係る区分に応じて所定の点数を加算します。
6・連携強化加算に関する事項	
連携強化加算 (5点)	他の保険薬局、保険医療機関及び管轄府県等の連携により、災害又は新規感染症の発生等の非常時に必要な体制が整備されている保険薬局において、連携した場合に所定の点数を加算します。
7・医療DX推進体制加算に関する事項	
医療DX推進体制加算 (4点)	別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局等に届け出た保険薬局において調剤した場合、月1回に限り所定の点数を加算します。
8・医療情報取得加算に関する事項	
医療情報取得加算 (1 / 3点)	別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして保険薬局において調剤した場合、6月に1回に限り所定の点数を加算します。
9・在宅薬学総合体制加算に関する事項	
在宅薬学総合体制加算 (15 / 50点)	別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局等に届け出た保険薬局において在宅患者訪問薬剤管理指導料、在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料若しくは在宅患者専当事務等共通指導料又は介護保険による居宅療養管理指導費若しくは介護予防訪問居宅療養管理指導費を算定している患者等の調剤をした場合、基準に係る区分に応じて所定の点数を加算します。

調剤報酬点数表(令和6年6月1日施行)

第1部 調剤技術料

項目	算出	主な対象	点数
1. 調剤料	○	調剤料	450
2. 薬事管理料	○	薬事管理料	450
3. 薬事管理指導料	○	薬事管理指導料	350
4. 在宅薬学総合体制料	○	在宅薬学総合体制料	290
5. 在宅薬学総合体制料	○	在宅薬学総合体制料	290
6. 在宅薬学総合体制料	○	在宅薬学総合体制料	290
7. 在宅薬学総合体制料	○	在宅薬学総合体制料	290
8. 在宅薬学総合体制料	○	在宅薬学総合体制料	290
9. 在宅薬学総合体制料	○	在宅薬学総合体制料	290
10. 在宅薬学総合体制料	○	在宅薬学総合体制料	290
11. 在宅薬学総合体制料	○	在宅薬学総合体制料	290
12. 在宅薬学総合体制料	○	在宅薬学総合体制料	290
13. 在宅薬学総合体制料	○	在宅薬学総合体制料	290
14. 在宅薬学総合体制料	○	在宅薬学総合体制料	290
15. 在宅薬学総合体制料	○	在宅薬学総合体制料	290
16. 在宅薬学総合体制料	○	在宅薬学総合体制料	290
17. 在宅薬学総合体制料	○	在宅薬学総合体制料	290
18. 在宅薬学総合体制料	○	在宅薬学総合体制料	290
19. 在宅薬学総合体制料	○	在宅薬学総合体制料	290
20. 在宅薬学総合体制料	○	在宅薬学総合体制料	290
21. 在宅薬学総合体制料	○	在宅薬学総合体制料	290
22. 在宅薬学総合体制料	○	在宅薬学総合体制料	290
23. 在宅薬学総合体制料	○	在宅薬学総合体制料	290
24. 在宅薬学総合体制料	○	在宅薬学総合体制料	290
25. 在宅薬学総合体制料	○	在宅薬学総合体制料	290
26. 在宅薬学総合体制料	○	在宅薬学総合体制料	290
27. 在宅薬学総合体制料	○	在宅薬学総合体制料	290
28. 在宅薬学総合体制料	○	在宅薬学総合体制料	290
29. 在宅薬学総合体制料	○	在宅薬学総合体制料	290
30. 在宅薬学総合体制料	○	在宅薬学総合体制料	290
31. 在宅薬学総合体制料	○	在宅薬学総合体制料	290
32. 在宅薬学総合体制料	○	在宅薬学総合体制料	290
33. 在宅薬学総合体制料	○	在宅薬学総合体制料	290
34. 在宅薬学総合体制料	○	在宅薬学総合体制料	290
35. 在宅薬学総合体制料	○	在宅薬学総合体制料	290
36. 在宅薬学総合体制料	○	在宅薬学総合体制料	290
37. 在宅薬学総合体制料	○	在宅薬学総合体制料	290
38. 在宅薬学総合体制料	○	在宅薬学総合体制料	290
39. 在宅薬学総合体制料	○	在宅薬学総合体制料	290
40. 在宅薬学総合体制料	○	在宅薬学総合体制料	290
41. 在宅薬学総合体制料	○	在宅薬学総合体制料	290
42. 在宅薬学総合体制料	○	在宅薬学総合体制料	290
43. 在宅薬学総合体制料	○	在宅薬学総合体制料	290
44. 在宅薬学総合体制料	○	在宅薬学総合体制料	290
45. 在宅薬学総合体制料	○	在宅薬学総合体制料	290
46. 在宅薬学総合体制料	○	在宅薬学総合体制料	290
47. 在宅薬学総合体制料	○	在宅薬学総合体制料	290
48. 在宅薬学総合体制料	○	在宅薬学総合体制料	290
49. 在宅薬学総合体制料	○	在宅薬学総合体制料	290
50. 在宅薬学総合体制料	○	在宅薬学総合体制料	290
51. 在宅薬学総合体制料	○	在宅薬学総合体制料	290
52. 在宅薬学総合体制料	○	在宅薬学総合体制料	290
53. 在宅薬学総合体制料	○	在宅薬学総合体制料	290
54. 在宅薬学総合体制料	○	在宅薬学総合体制料	290
55. 在宅薬学総合体制料	○	在宅薬学総合体制料	290
56. 在宅薬学総合体制料	○	在宅薬学総合体制料	290
57. 在宅薬学総合体制料	○	在宅薬学総合体制料	290
58. 在宅薬学総合体制料	○	在宅薬学総合体制料	290
59. 在宅薬学総合体制料	○	在宅薬学総合体制料	290
60. 在宅薬学総合体制料	○	在宅薬学総合体制料	290
61. 在宅薬学総合体制料	○	在宅薬学総合体制料	290
62. 在宅薬学総合体制料	○	在宅薬学総合体制料	290
63. 在宅薬学総合体制料	○	在宅薬学総合体制料	290
64. 在宅薬学総合体制料	○	在宅薬学総合体制料	290
65. 在宅薬学総合体制料	○	在宅薬学総合体制料	290
66. 在宅薬学総合体制料	○	在宅薬学総合体制料	290
67. 在宅薬学総合体制料	○	在宅薬学総合体制料	290
68. 在宅薬学総合体制料	○	在宅薬学総合体制料	290
69. 在宅薬学総合体制料	○	在宅薬学総合体制料	290
70. 在宅薬学総合体制料	○	在宅薬学総合体制料	290
71. 在宅薬学総合体制料	○	在宅薬学総合体制料	290
72. 在宅薬学総合体制料	○	在宅薬学総合体制料	290
73. 在宅薬学総合体制料	○	在宅薬学総合体制料	290
74. 在宅薬学総合体制料	○	在宅薬学総合体制料	290
75. 在宅薬学総合体制料	○	在宅薬学総合体制料	290
76. 在宅薬学総合体制料	○	在宅薬学総合体制料	290
77. 在宅薬学総合体制料	○	在宅薬学総合体制料	290
78. 在宅薬学総合体制料	○	在宅薬学総合体制料	290
79. 在宅薬学総合体制料	○	在宅薬学総合体制料	290
80. 在宅薬学総合体制料	○	在宅薬学総合体制料	290
81. 在宅薬学総合体制料	○	在宅薬学総合体制料	290
82. 在宅薬学総合体制料	○	在宅薬学総合体制料	290
83. 在宅薬学総合体制料	○	在宅薬学総合体制料	290
84. 在宅薬学総合体制料	○	在宅薬学総合体制料	290
85. 在宅薬学総合体制料	○	在宅薬学総合体制料	290
86. 在宅薬学総合体制料	○	在宅薬学総合体制料	290
87. 在宅薬学総合体制料	○	在宅薬学総合体制料	290
88. 在宅薬学総合体制料	○	在宅薬学総合体制料	290
89. 在宅薬学総合体制料	○	在宅薬学総合体制料	290
90. 在宅薬学総合体制料	○	在宅薬学総合体制料	290
91. 在宅薬学総合体制料	○	在宅薬学総合体制料	290
92. 在宅薬学総合体制料	○	在宅薬学総合体制料	290
93. 在宅薬学総合体制料	○	在宅薬学総合体制料	290
94. 在宅薬学総合体制料	○	在宅薬学総合体制料	290
95. 在宅薬学総合体制料	○	在宅薬学総合体制料	290
96. 在宅薬学総合体制料	○	在宅薬学総合体制料	290
97. 在宅薬学総合体制料	○	在宅薬学総合体制料	290
98. 在宅薬学総合体制料	○	在宅薬学総合体制料	290
99. 在宅薬学総合体制料	○	在宅薬学総合体制料	290
100. 在宅薬学総合体制料	○	在宅薬学総合体制料	290
101. 在宅薬学総合体制料	○	在宅薬学総合体制料	290
102. 在宅薬学総合体制料	○	在宅薬学総合体制料	290
103. 在宅薬学総合体制料	○	在宅薬学総合体制料	290
104. 在宅薬学総合体制料	○	在宅薬学総合体制料	290
105. 在宅薬学総合体制料	○	在宅薬学総合体制料	290
106. 在宅薬学総合体制料	○	在宅薬学総合体制料	290
107. 在宅薬学総合体制料	○	在宅薬学総合体制料	290
108. 在宅薬学総合体制料	○	在宅薬学総合体制料	290
109. 在宅薬学総合体制料	○	在宅薬学総合体制料	290
110. 在宅薬学総合体制料	○	在宅薬学総合体制料	290
111. 在宅薬学総合体制料	○	在宅薬学総合体制料	290
112. 在宅薬学総合体制料	○	在宅薬学総合体制料	290
113. 在宅薬学総合体制料	○	在宅薬学総合体制料	290
114. 在宅薬学総合体制料	○	在宅薬学総合体制料	290
115. 在宅薬学総合体制料	○	在宅薬学総合体制料	290
116. 在宅薬学総合体制料	○	在宅薬学総合体制料	290
117. 在宅薬学総合体制料	○	在宅薬学総合体制料	290
118. 在宅薬学総合体制料	○	在宅薬学総合体制料	290
119. 在宅薬学総合体制料	○	在宅薬学総合体制料	290
120. 在宅薬学総合体制料	○	在宅薬学総合体制料	290
121. 在宅薬学総合体制料	○	在宅薬学総合体制料	290
122. 在宅薬学総合体制料	○	在宅薬学総合体制料	290
123. 在宅薬学総合体制料	○	在宅薬学総合体制料	290
124. 在宅薬学総合体制料	○	在宅薬学総合体制料	290
125. 在宅薬学総合体制料	○	在宅薬学総合体制料	290
126. 在宅薬学総合体制料	○	在宅薬学総合体制料	290
127. 在宅薬学総合体制料	○	在宅薬学総合体制料	290
128. 在宅薬学総合体制料	○	在宅薬学総合体制料	290
129. 在宅薬学総合体制料	○	在宅薬学総合体制料	290
130. 在宅薬学総合体制料	○	在宅薬学総合体制料	290
131. 在宅薬学総合体制料	○	在宅薬学総合体制料	290
132. 在宅薬学総合体制料	○	在宅薬学総合体制料	290
133. 在宅薬学総合体制料	○	在宅薬学総合体制料	290
134. 在宅薬学総合体制料	○	在宅薬学総合体制料	290
135. 在宅薬学総合体制料	○	在宅薬学総合体制料	290
136. 在宅薬学総合体制料	○	在宅薬学総合体制料	290
137. 在宅薬学総合体制料	○	在宅薬学総合体制料	290
138. 在宅薬学総合体制料	○	在宅薬学総合体制料	290
139. 在宅薬学総合体制料	○	在宅薬学総合体制料	290
140. 在宅薬学総合体制料	○	在宅薬学総合体制料	290
141. 在宅薬学総合体制料	○	在宅薬学総合体制料	290
142. 在宅薬学総合体制料	○	在宅薬学総合体制料	290
143. 在宅薬学総合体制料	○	在宅薬学総合体制料	290
144. 在宅薬学総合体制料	○	在宅薬学総合体制料	290
145. 在宅薬学総合体制料	○	在宅薬学総合体制料	290
146. 在宅薬学総合体制料	○	在宅薬学総合体制料	290
147. 在宅薬学総合体制料	○	在宅薬学総合体制料	290
148. 在宅薬学総合体制料	○	在宅薬学総合体制料	290
149. 在宅薬学総合体制料	○	在宅薬学総合体制料	290
150. 在宅薬学総合体制料	○	在宅薬学総合体制料	290
151. 在宅薬学総合体制料	○	在宅薬学総合体制料	290
152. 在宅薬学総合体制料	○	在宅薬学総合体制料	290
153. 在宅薬学総合体制料	○	在宅薬学総合体制料	290
154. 在宅薬学総合体制料	○	在宅薬学総合体制料	290
155. 在宅薬学総合体制料	○	在宅薬学総合体制料	290
156. 在宅薬学総合体制料	○	在宅薬学総合体制料	290
157. 在宅薬学総合体制料	○	在宅薬学総合体制料	290
158. 在宅薬学総合体制料	○	在宅薬学総合体制料	290
159. 在宅薬学総合体制料	○	在宅薬学総合体制料	290
160. 在宅薬学総合体制料	○	在宅薬学総合体制料	290
161. 在宅薬学総合体制料	○	在宅薬学総合体制料	290
162. 在宅薬学総合体制料	○	在宅薬学総合体制料	290
163. 在宅薬学総合体制料	○	在宅薬学総合体制料	290
164. 在宅薬学総合体制料	○	在宅薬学総合体制料	290
165. 在宅薬学総合体制料	○	在宅薬学	

指定居宅療養管理指導事業者 運営規程

(事業の目的)

第1条

- タカラ 薬局（指定居宅サービス事業者：以下、「当薬局」という）が行う居宅療養管理指導または介護予防居宅療養管理指導（以下、「居宅療養管理指導等」という）の業務の適正な運営を確保するために人員および管理運営に関する事項を定め、要介護状態または要支援状態にあり、主治の医師等が交付した処方箋に基づき薬剤師の訪問を必要と認めた利用者に対し、当薬局の薬剤師が適正な居宅療養管理指導等を提供することを目的とする。
- 利用者が要介護状態または要支援状態になった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、担当する薬剤師は通院困難な利用者に対してその居宅を訪問し、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図る。

(運営の方針)

第2条

- 要介護者または要支援者（以下、「利用者」という）の意思および人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。
- 地域との結びつきを重視し、市町村、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者との保健、医療、福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。
- 適正かつ円滑なサービスを提供するため、以下の要件を満たすこととする。
 - ・保険薬局であること。
 - ・在宅患者訪問薬剤管理指導の届出を行っていること。
 - ・麻薬小売業者としての許可を取得していること。
 - ・利用者に関して秘密が保持でき、利用者やその家族、連携する他職種者と相談するスペースを薬局内に確保していること。但し、他の業務との兼用を可とする。
 - ・居宅療養管理指導等サービスの提供に必要な設備および備品を備えていること。

(従業者の職種、員数)

第3条

- 従業者について
 - ・居宅療養管理指導等に従事する薬剤師を配置する。
 - ・従事する薬剤師は保険薬剤師の登録を行う。
 - ・従事する薬剤師の数は、居宅療養管理指導等を行う利用者数および保険薬局の通常業務等を勘案した必要数とする。
- 管理者について
 - ・常勤の管理者1名を配置する。但し、業務に支障がない限り、当薬局の管理者との兼務を可とする。

(業務の内容)

第4条

- 薬剤師の行う居宅療養管理指導等の提供に当たっては、医師および歯科医師の交付する処方箋の指示に基づき訪問等を行い、常に利用者の病状および心身の状況を把握し、継続的な薬学的管理指導を行なう。また、医薬品が要介護者のA.D.LやQ.O.Lに及ぼしていく影響を確認し適切な対応を図るなど、居宅における日常生活の自立に資するよう妥当週間に応じて行なう。
- 訪問等により行った居宅療養管理指導等の内容は、速やかに記録を作成するとともに、専門知識等による介護支援専門員、必要に応じて他のサービス事業者に報告する。また、療養上適切な居宅サービスが提供されるために必要があると認める場合や、居宅介護支援事業者等から求めがあった場合は、居宅サービス計画の作成、居宅サービスの提供等に必要な情報提供または助言を行なう。

(営業日および営業時間)

第5条

- 原則として、営業日および営業時間は保険薬局として許可された営業日、営業時間とする。但し、国民の祝祭日、年末年始（12月30日～1月3日）を除く。
- 通常、平日の 9:00～18:00、土曜日の 9:00～18:00 とする。
- 利用者には、営業時間外の連絡先も掲示する。

(通常の事業の実施地域)

第6条

- 通常の実施地域は、福岡市、春日市、糟屋郡の区域とする。

(指定居宅療養管理指導等の内容)

第7条

- 薬剤師の行う居宅療養管理指導等の主な内容は、次の通りとする。
 - ・処方箋による調剤（患者の状態に合わせた調剤上の工夫）
 - ・薬剤服用歴の管理
 - ・薬剤等の居宅への配送
 - ・居宅における薬剤の保管・管理に関する指導
 - ・使用薬剤の有効性に関するモニタリング
 - ・薬剤の重複投与・相互作用等の回避
 - ・副作用の早期発見、未然防止と適切な処置
 - ・A.D.L、Q.O.L等に及ぼす使用薬剤の影響確認
 - ・使用薬剤、用法・用量等に関する医師等への助言
 - ・麻薬製剤の選択および疼痛管理との評価
 - ・病態と服薬状況の確認、残薬および過不足薬の確認、指導
 - ・患者の住環境等を衛生的に保つための指導、助言
 - ・在宅医療機器、用具、材料等の供給
 - ・在宅介護用品、福祉機器等の供給、相談応需
 - ・その他、必要事項（不要薬剤等の廃棄処理、廃棄に関する指導等）

(利用料その他の費用の額)

第8条

- 利用料については、介護報酬の告示上の額とする。
- 利用料については、居宅療養管理指導等の実施前に、予め利用者またはその家族にサービスの内容及び費用について文書で説明し、同意を得ることとする。
- 居宅療養管理指導に要した交通費は、薬局からの往復交通費を実費徴収する。なお、自動車を利用した場合は、以下の距離別徴収額を基準とする。
 - ・片道 0～2 km 300 円
 - ・片道 2～10 km 500 円
 - ・片道 10 km超 800 円

(緊急時等における対応方法)

第9条

- 居宅療養管理指導等を実施中に、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じた場合には、速やかに主治医等に連絡する。

(その他運営に関する重要事項)

第10条

- 当薬局は、社会的使命を十分認識し、従業者の質的向上を図るために定期的な研修の機会を設け、また質の保証ができるよう業務態勢を整備する。
- 従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。
- 従業者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、予め文書により得ておくこととする。
- この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、当薬局と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

本規程は 令和6年6月1日より施行する。

介護保険サービス提供事業者としての掲示

当事業者の介護保険に関する取扱いは以下のとおりです。

- 提供するサービスの種類
居宅療養管理指導および介護予防居宅療養管理指導
- 営業日および営業時間
平日： 9:00～18:00
土曜日： 9:00～18:00
休み： 日祝日
※なお緊急時は上記の限りではありません。

3. 利用料金

	1割負担の方	2割負担の方	3割負担の方
単一建物居住者が1人	518円/回	1,036円/回	1,554円/回
単一建物居住者が2～9人	379円/回	758円/回	1,137円/回
単一建物居住者が10人以上	342円/回	684円/回	1,026円/回
情報通信機器を用いる場合	46円/回	92円/回	138円/回

※麻薬の薬剤管理の必要な方は、上記に1割負担の方は100円、2割負担の方は200円、3割負担の方は300円が加算されます。

※別に規定される地域等に所在する事業所がサービスを実施した場合、上記に100分の10又は15が加算されます。

※別に規定される地域等に居住する方へサービスを実施した場合、上記に100分の5が加算されます。

4. 苦情相談窓口

福岡県国民健康保険団体連合会 介護サービス相談室

（電話： 092-642-7859 FAX： 0092-642-7857）
所轄の介護保険担当窓口（福岡市保健福祉センター）
（電話： 092-559-5125 FAX： 092-512-8811）

療養の給付と直接関係ないサービス等の取扱いに関する掲示義務等

<在宅医療に係る交通費>

患家への移動に要した交通費は、薬局からの往復交通費を実費徴収する。なお、自動車を利用した場合は、以下の距離別徴収額を基準とする。

- ・片道 0～2 km 300 円
- ・片道 2～10 km 500 円
- ・片道 10 km超 800 円

<薬剤の容器代>

容器 1個につき 50 円を徴収

<患家へ調剤した医薬品の持参料>

患者様の都合・希望に基づく医薬品の持参料 800 円

<希望に基づく甘味剤等の添加>

（治療上の必要性がなく、問題がない場合）
1製剤につき 200 円

<希望に基づく一包化> ※服用時点ごとにまとめてパックする事

（治療上の必要性がなく、問題がない場合）
1週間分につき 500 円

<希望に基づく服薬カレンダー・服薬BOX>

（日付、曜日、服用時点等の別に薬剤を整理することができる資材の提供）
希望により注文販売します 120～1000 円位
(商品により違います)

福岡県知事指定介護保険事業所

番号： 第 4041243074 号

薬局名： タカラ薬剤薬局 大橋西通り店

住所： 福岡市南区大橋1-12-1

TEL： 092-555-5077

管理薬剤師： 舟越

開設者： 有限会社タカラ薬局 代表取締役 川口博史

福岡県薬剤師会 (2024In-3)